

(資料1)

「軽減税率・インボイス制度」について

2019年5月

財務省主税局税制第二課

加藤 博之

目次(主なテーマ)

○テーマ1

委託手数料、完納奨励金等への影響と対応

○テーマ2

「農協特例」「卸売市場特例」の考え方

○テーマ3

精算書等における「控除項目」の整理

テーマ1 関係資料

軽減税率制度実施後の委託手数料の算出方法

- 軽減税率実施後、青果物は「軽減税率」、委託手数料は「標準税率」
 → 仕切金額（税込）から委託手数料（税込）を算出している場合、
委託手数料の算出方法を変更するか、検討が必要

（例）仕切金額 10,000円、手数料率 8.5%

現行		軽減税率制度実施後		
算出方法		税込価格から算出	税抜価格から算出	
適用税率	8%	8%	8%	
税抜合計	10,000	10,000	10,000	
消費税額	800	800	800	
合計額	10,800	10,800	10,800	
委託手数料 （税込）	918 (10,800 × 0.085)	918 (10,800 × 0.085)	935 $\left[\begin{array}{l} 10,000 \times 0.085 = 850 \\ 850 \times 0.1 = 85 \\ 850 + 85 = 935 \end{array} \right]$	
（参考） 委託手数料内訳	850 + 68	835 + 83 $\left[\begin{array}{l} \text{消費税額: } 918 \times 10/110 \div 83 \\ \text{本体価格: } 918 - 83 = 835 \end{array} \right]$	850 + 85	
差引	9,882	9,882	9,865	

- 受託契約約款等の見直しを検討する必要

（例）第〇〇条（委託手数料）

会社が委託者から收受する委託手数料は、取扱品目ごとの卸売金額（消費税及び地方消費税を含む金額とします。以下同じ）に次に掲げる定率を乗じて算出した金額とします・・・。

本体価格が圧縮

軽減税率制度実施後の完納奨励金の考え方①

- 軽減税率実施後、青果物は「軽減税率」、完納奨励金は「標準税率」
 → 振込額（税込）から完納奨励金（税込）を算出している場合、完納奨励金の算出方法の変更などの対応が必要

※ 何らの対応もしない場合、買ったときに該当すると考えられるため留意

（例）請求額 1,000,000円（税抜）、完納奨励金率 1.0%

現行		軽減税率制度実施後		
		算出方法	税込振込額から算出	税抜振込額から算出
適用税率	8%	適用税率	8%	8%
請求額（税抜）	1,000,000	請求額（税抜）	1,000,000	1,000,000
消費税額	80,000	消費税額	80,000	80,000
振込額（税込）	1,080,000	振込額（税込）	1,080,000	1,080,000
完納奨励金（税込）	10,800 (1,080,000 × 0.01)	完納奨励金（税込）	10,800 (1,080,000 × 0.01)	11,000 $\left(\begin{array}{l} 1,000,000 \times 0.01 = 10,000 \\ 10,000 \times 0.1 = 1,000 \\ 10,000 + 1,000 = 11,000 \end{array} \right)$
（参考） 完納奨励金内訳	10,000 + 800	（参考） 完納奨励金内訳	9,818 + 982 $\left(\begin{array}{l} \text{消費税額: } 10,800 \times 10/110 \div 982 \\ \text{本体価格: } 10,800 - 982 = 9,818 \end{array} \right)$	10,000 + 1,000

- 算出方法は変更せず、完納奨励金率を変更する対応も一案

ex. 完納奨励金率 1.02% : 完納奨励金（税込） 11,016
 (1,080,000 × 0.0102)

本体価格が圧縮

- 出荷奨励金でも同様の問題が生じ得る

軽減税率制度実施後の完納奨励金の考え方②

- 青果物（軽減税率）と花き（標準税率）がある場合も同様に、完納奨励金の算出方法の変更などの対応が必要

※ 何らの対応もしない場合、買ったときに該当すると考えられるため留意

(例) 請求額 1,000,000円（税抜）【内 青果500,000円、花き500,000円】
完納奨励金率 1.0%

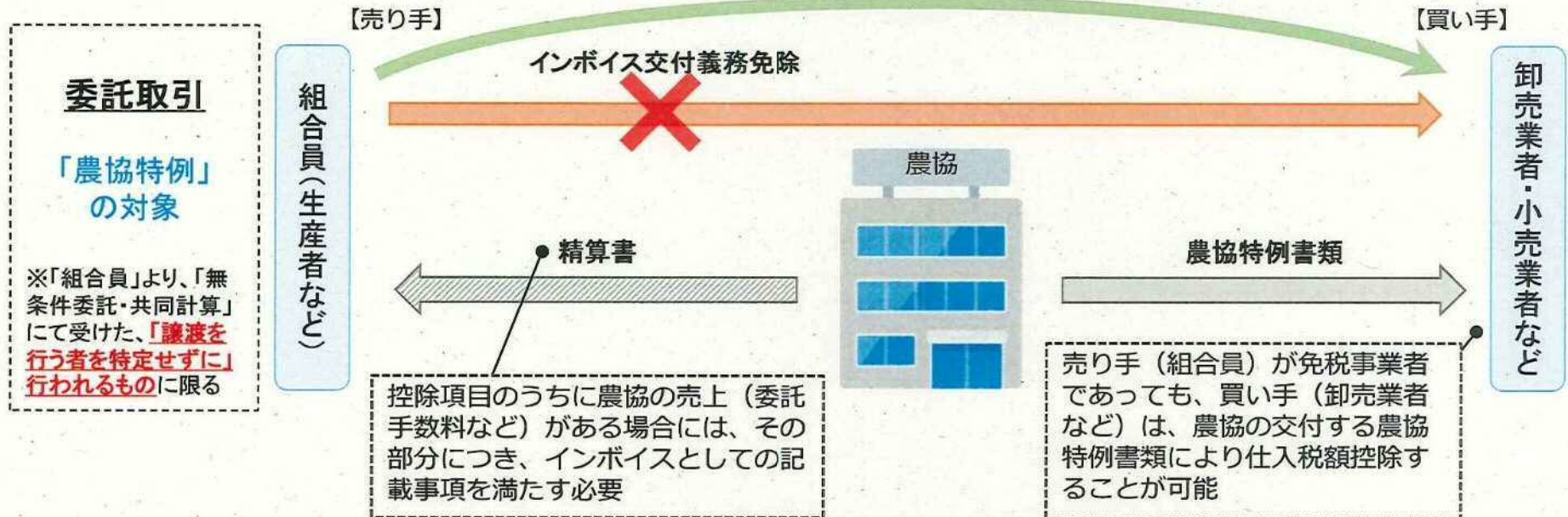
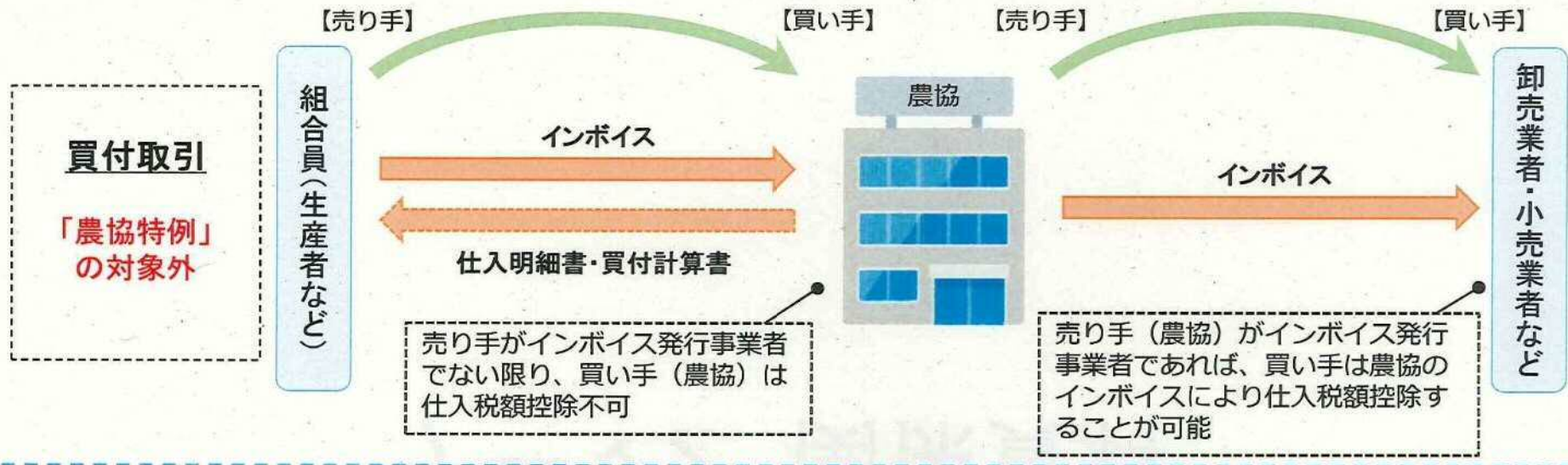
軽減税率制度実施後				
算出方法	税込振込額から算出		税抜振込額から算出	
適用税率	8%	10%	8%	10%
請求額（税抜）	500,000	500,000	500,000	500,000
消費税額	40,000	50,000	40,000	50,000
請求額（税込）	540,000	550,000	540,000	550,000
振込額（税込）	1,090,000		1,090,000	
完納奨励金 （税込）	10,900 (1,090,000 × 0.01)		11,000 $\begin{aligned} 500,000 + 500,000 &= 1,000,000 \\ 1,000,000 \times 0.01 &= 10,000 \\ 10,000 \times 0.1 &= 1,000 \\ 10,000 + 1,000 &= 11,000 \end{aligned}$	
（参考） 完納奨励金内訳	9,909 + 991 $\begin{aligned} \text{消費税額: } 10,900 \times 10/110 &= 991 \\ \text{本体価格: } 10,900 - 991 &= 9,909 \end{aligned}$		10,000 + 1,000	

- 花き（標準税率）のみの場合には、いずれの算出方法を選択しても完納奨励金の額は変わらない → 変更しないことも可能

ex. 花き1,000,000円（税抜）のみ : $1,000,000 \times 1.1 \times 1\% = \underline{11,000}$ 又は
 $1,000,000 \times 1\% \times 1.1 = \underline{11,000}$

テーマ2 関係資料

農協の取引と書類のやりとり



「個選共販」と農協特例

問 個選で出荷された農産物は、商品箱等に記載された「生産者名」や「生産者番号」などを確認すれば、「買い手」が「売り手」を認識することができる。そのような農産物が農協から直接購入される場合、農協が「無条件委託方式」による販売委託を受け、「共同計算方式」で精算しているとしても、「農協特例」の対象とならないのか。



商品箱等に、出荷者名が記載されている場合がある

- 「譲渡を行う者を特定せずに行われるものに限る」という規定は、「売り手」を特定しないで行われる取引であることについての確認規定に過ぎない。
- したがって、「無条件委託」「共同計算方式」の条件を満たすのであれば、（商品箱等の記載により結果として「売り手」が認識されとしても）「売り手」「買い手」を特定して行われる取引とならず、「農協特例」の対象となる。

インボイス制度の特例

財務省から解説寄稿

今年十月から値上げされる消費税を巡っては軽減税率が設けられたことから、コメについては主食用米は軽減税率が適用されるが飼料用米は標準税率が適用されるほか、運賃についても持ち込みの場合は軽減税率の対象になるが、農場での取引は運賃分は標準税率が適用

されるなどわかりづらいことが多い。また、二〇二三年十月から導入されるインボイス制度についても農協等特例措置が講じられ、その内容についてコメ業界から疑問の声が上がっている。財務省からのこの事について本紙に寄稿したので全文を掲載する。

財務省より、二〇二三年十月より導入される「適格請求書等保存方式」(いわゆるインボイス制度)について、農林水産物の一定の取引に係る特例等も含め、解説の寄稿があったので掲載する。

では、「買い手」は、仕入税額控除のため、取引先(売り手)が発行したインボイスの保存を求められることとなる。なお、免税事業者はインボイスを発行することができないことから、免税事業者からの仕入について、原則、仕入税額控除が制限されることとなる。

ため、「売り手」が「買い手」に対し発行するものが基本となる。他方、取引の特殊性から、「インボイスを発行することが困難」なケースが実際に存在することから、今のインボイス制度においては、そのような事情に配慮する観点から、特例が設けられており、いわゆる「農協特例」もその一つとなる。

「農協特例」とは、「農協特例」とは、農協等が免税事業者である場合、その結果、組合員が免税事業者であっても、「買い手」はその取引に

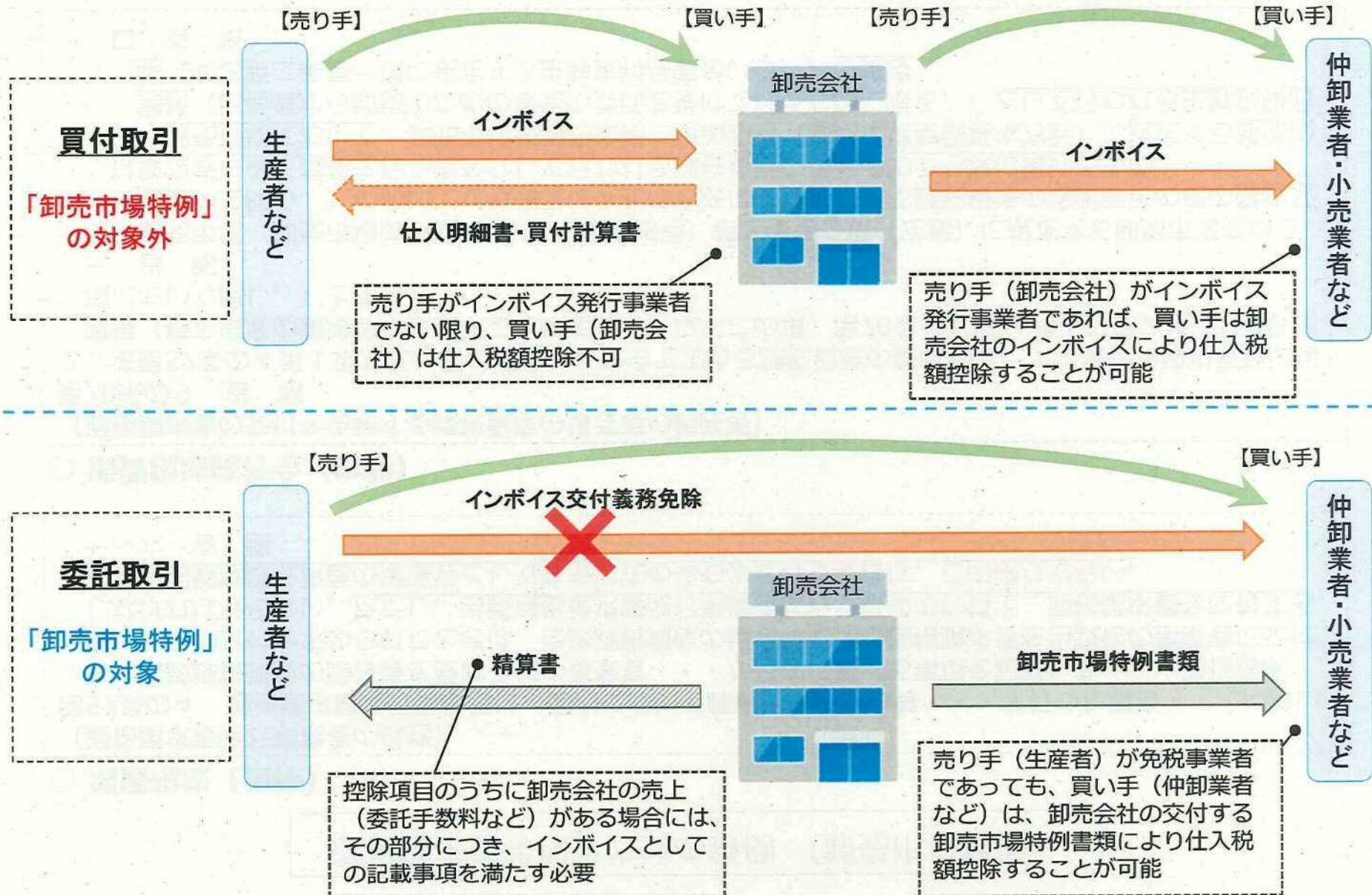
ついて仕入税額控除を行うことが可能となる。
△「農協特例」に関するよくある誤解
「農協特例」と言われることが多いことから、あたかも「農協」のみに特例が認められているかのような誤解が生じていることもあるが、漁業協同組合や森林組合はもとより、農事組合法人や事業

協同組合などであっても、「無条件委託」「共同計算」により組合員の農林水産物の委託販売を行うのであれば、この特例を適用することができると規定されている。

また、「農協特例」のおかげで、農協は免税事業者である組合員からの仕入であっても仕入税額控除の制限がないのは不公平だといった誤解も多い。しかしながら、この特例はあくまでも「委託販売」(無条件委託・共同計算)によるものに限る(に対するものである)ため、農協が免税事業者である組合員から仕入を行う場合は、ほかの事業者と同様、当然、仕入税額控除が制限されることとなる。(財務省主税局税制

第二課課長補佐・加藤博之

卸売会社の取引と書類のやりとり



適格請求書等保存方式の特例（卸売市場特例）

○ 消費税法（抜粋）

（適格請求書発行事業者の義務）

第57条の4 適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等・・・を行つた場合・・・において、当該課税資産の譲渡等を受ける他の事業者・・・から次に掲げる事項を記載した・・・適格請求書・・・の交付を求められたときは、当該課税資産の譲渡等に係る適格請求書を当該他の事業者に交付しなければならない。ただし、当該適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な課税資産の譲渡等として政令で定めるものを行う場合は、この限りでない。

一～六 省 略

○ 消費税法施行令（抜粋）

（適格請求書の交付を免除する課税資産の譲渡等の範囲等）

第70条の9 省 略

2 法第57条の4第1項ただし書に規定する政令で定める課税資産の譲渡等は、次に掲げる課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この項、第70条の12第1項及び第70条の14第5項において同じ。）とする。

一 省 略

二 卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項（定義）に規定する卸売市場をいう。イにおいて同じ。）においてせり売又は入札の方法により行われる課税資産の譲渡等その他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われる課税資産の譲渡等のうち次に掲げるもの

イ 卸売市場において、卸売市場法第四条第二項第四号（卸売市場整備基本方針）に規定する卸売の業務（出荷者から卸売のための販売の委託を受けて行うものに限る。）として行われる生鮮食料品等（同法第二条第一項に規定する生鮮食料品等をいう。）の譲渡

□ 省 略

卸売市場法改正後の「卸売市場」と「卸売の業務」

- 卸売市場法の改正により、消費税法で引用する「卸売市場・卸売の業務」の範囲が変わる。
- 卸売市場法改正後、「卸売市場特例」が適用される範囲については、今後検討予定。

● 現行の卸売市場法

【卸売市場の種類】

卸売市場（市場法2②）

いわゆる「規模未満市場」

中央卸売市場
（市場法2③）
大臣が認可

地方卸売市場
（市場法2④）
知事が許可

【卸売業における遵守事項】

- ・ 売買取引の方法の設定
- ・ 差別的取扱いの禁止
- ・ 受託拒否の禁止（※）
- ・ 第三者販売の原則禁止（※）
- ・ 商物一致の原則（※）
- ・ 卸売の相手方としての買受けの禁止（※）

※ 中央卸売市場のみにかかるもの

● 改正後の卸売市場法 ※2020年6月21日施行

【卸売市場の種類】

卸売市場（改正市場法2②）

いわゆる「その他卸売市場」

中央卸売市場
（改正市場法4①⑥）
（大臣が認定）

地方卸売市場
（改正市場法13①⑥）
（知事が認定）

【卸売業における遵守事項】

- ・ 売買取引の方法の設定
- ・ 差別的取扱いの禁止
- ・ 受託拒否の禁止（※）

※ 中央卸売市場のみにかかるもの

改正後も、「卸売市場」
の範囲は明確にならない

一部業務（第三者販売等）に対する
規制が緩和され、卸売会社が「卸売
の業務」として行うことのできる業
務の範囲が広がる

テーマ3 関係資料

販売代金精算書の「インボイス」対応について

【未定稿】

- 販売代金精算書は異なる取引内容をまとめて記載しているため、それぞれどのような対応が必要か、整理して検討する必要。

軽減税率制度・インボイス制度対応の精算書（イメージ）

販売代金精算書					
〇〇 様		精算書発行日 20XX/4/1			
支払年月日 20XX/4/2		登録番号 T1234...			
決済方法 振込		〇〇 農協			
内訳		数量	単価	金額	摘要
品目	階級				
※ キャベツ	2 L	20	1,080	21,600	税込
※ キャベツ	L	50	864	43,200	税込
※は軽減税率対象		合計額（8%対象）		64,800	
		合計額（10%対象）		-	
控除項目（JA売上）					
		JA手数料（10%）		3,300	税込
		運輸取次手数料（10%）		1,650	税込
		合計額（10%）		4,950	税込
		（内消費税額）		450	
控除項目（JA立替）					
		手数料（10%）		1,100	税込
		手数料（免税事業者分）		1,000	
		合計額（10%）		1,100	
		（内消費税額）		100	
		合計額（免税事業者分）		1,000	仕入税額 控除不可
		精算金額		57,750	

【組合員売上部分(仕切部分)】

- ・記載事項に法令上の定めなし。組合員が適正に区分経理を行える程度の記載が必要

【控除項目(JA売上部分)】

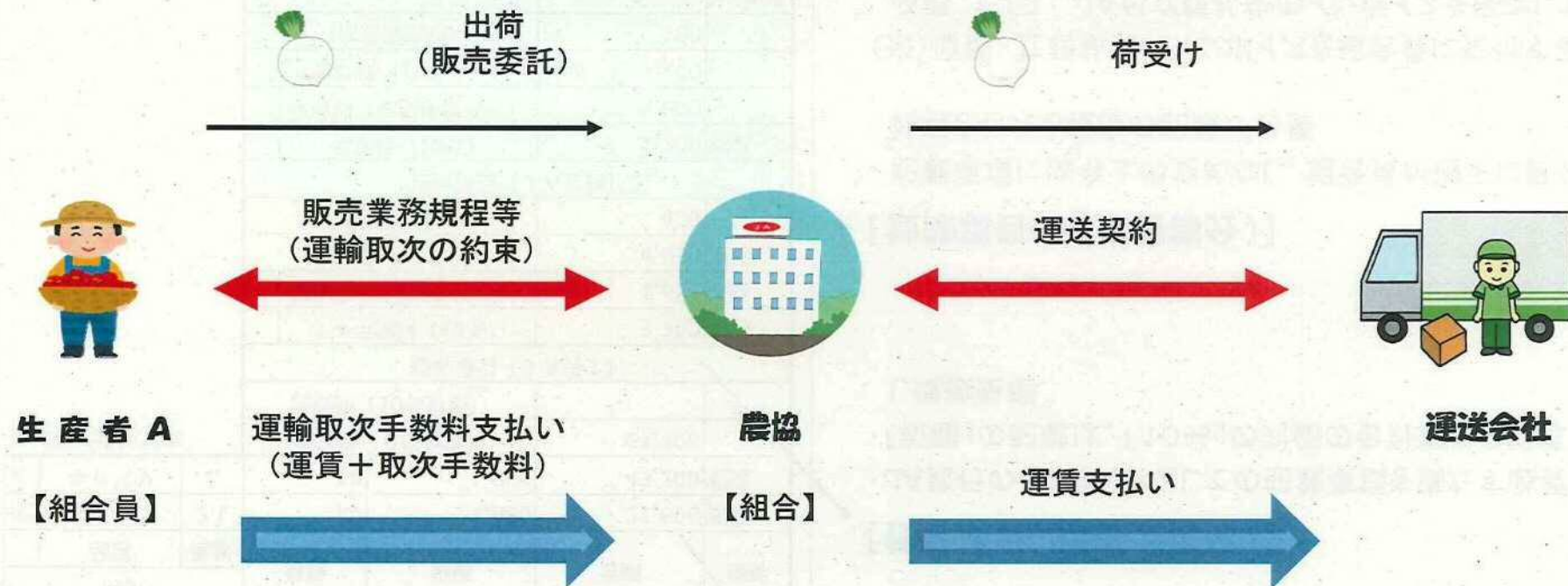
- ・JA発行のインボイスとしての記載事項を満たす必要
- ・「税額」の記載は、「10%」の対価の合計額から計算し端数処理

【控除項目(JA立替部分)】

- ・記載事項に法令上の定めなし。組合員が適正に区分経理を行える程度の記載が必要

(※)原則、立替払先のインボイスを組合員に交付する必要。ただし、JAが立替払先のインボイスを保存している場合には、この精算書に組合員が負担する金額等を記載することで仕入税額控除は可能。

「運輸取次手数料」について



- 販売業務規程等において、組合（農協）が、組合員（生産者）に対し、運輸取次の責任を負うことを明確にする。
- 組合員が組合に対し支払う「運輸取次手数料」については、組合の「売上げ」とし、組合が組合員に対し、インボイスを発行する（組合は、運送会社に支払う「運賃」を「仕入れ」に計上）。